

公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月9日

鳥取市長 深澤 義彦

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 (地震)第62工区下水道工事(交付金)
- (2) 工事場所 鳥取市 瓦町 地内
- (3) 工事内容 本件工事は、鳥取市瓦町地内において、地震対策に伴う管きょ更生工事を実施するものである。
- (4) 工事概要 公共下水道の管きょ更生工事
管径1500mm 2スパン 路線延長 L=142.9m
更生延長 L=139.1m
管口耐震化工 管径1500mm N=4箇所
マンホール更生工 N=1箇所
- (5) 工 期 契約締結の翌日から令和7年10月14日まで
- (6) 予定価格 89,408,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

2 技術資料等の提出ができる者

本件工事にかかる指名は、入札参加希望者から提出された技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)に基づいて決定するものとし、技術資料等の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業(土木一式工事)の許可を受けている者であること。
- (4) 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について(令和6年鳥取市告示第625号)に基づく入札参加資格のうち土木一式工事(一般)の資格を有する者であること。
- (5) この公告の日から3の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日(以下「提出締切日」という。)までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査を受け、その結果に基づき、提出締切日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

（７）他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

ア 資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次のいずれかに該当する関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

（８）暴力団、暴力団員及び鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成２４年１月１７日施行）第３条に規定する者（以下「排除措置対象者」という。）でないこと。なお、技術資料等の提出者が排除措置対象者であるかどうかを管轄の警察署に照会する場合がある。

（９）本件工事に適用しようとする全ての管きょ更生工法（以下「適用工法」という。）が、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明事業（下水道技術）実施要領に基づき審査証明書の交付を受けた工法であり、かつ、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン－２０１７年版－（公益社団法人日本下水道協会）」に準拠している工法であること。

（１０）適用工法に関する協会の協会員であること。

（１１）平成２６年度以降に工事が完成し、引渡し完了している下水道管きょ更生工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が３０％以上のものに限る。）を有すること。

（１２）本件工事期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。なお、建設業法第２６条第３項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。

ア 次のいずれかの要件を有する適用工法の専門技術者であること。

（ア）一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会が下水道管路更生管理技士の資格を認定したものであること。

（イ）公益社団法人日本下水道管路管理業協会が「修繕・改築」部門の下水道管路管理専門技士の資格を認定したものであること。

（ウ）一般社団法人日本管更生技術協会が下水道管きょ更生施工管理技士の資格を認定したものであること。

イ 適用工法に関する協会が開催する技術研修等を修了したものであること。

ウ 技術資料等の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にあること。

- (13) (12)において、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）を配置する場合は、鳥取県通知「建設工事における配置技術者等の適正な運用について」（令和6年7月2日改正）を準用するものとする。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

本件工事の技術資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp> 以下「市公式サイト」という。）に掲載するとともに、希望する事業者には次のとおり直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

この公告の日から令和7年4月22日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

鳥取市秋里903番地 鳥取市下水道部下水道建設課（鳥取市役所下水道部庁舎1階）
問合せ先電話 0857-30-8397

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。なお、技術資料等の提出は入札参加希望を確認するためであり、それにより指名を保証するものではない。

ア 提出期間、時間及び場所

(1) に同じ。

イ 提出方法

1部を持参又は郵送による。（詳細は技術資料等作成要領を参照のこと。）

4 設計図書について

(1) 設計図書の閲覧期間、時間及び場所

3の(1)に同じ。

なお、工事内容に関する説明会は行わない。

(2) 設計図書に関する質問及び回答

設計図書に関する質問等の取り扱いは、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領の規定にかかわらず、次により下水道建設課が対応する。

ア 設計図書に関する質問は、指名通知書で指定する入札日の前日から起算して5日前（当日が休日等にあたるときは6日前とする。）の午後5時15分までに、所定書式により作成した質問書をファクシミリにより提出することができる。

FAX番号 0857-20-3317（下水道建設課）

イ アの質問に対する回答は、当該入札日の前日から起算して4日前の午後5時15分までに、市公式サイトに掲載する。なお、指名通知以降に提出された質問に対する回答については、市公式サイトへの掲載と併せ、指名通知者全員にファクシミリにより通知する。

5 競争入札及び入札参加者の指名

(1) 入札について

入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用して行うた

め、本件入札への参加を希望する者は、令和7年4月22日までに鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事電子入札実施要綱の規定に従い、書面参加の手続きを行うこと。

(2) 指名について

技術資料等の提出者を入札参加希望者とみなし、建設業者指名審査委員会による審査を経て指名候補者を選定した後、競争入札参加者を指名する。

(3) 指名候補としなかった場合

前号において指名候補としなかった技術資料等提出者に対しては、指名しなかったこと及びその理由（以下「非指名理由」という。）を、書面により別途通知する。

この場合、当該通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(4) (2) の審査委員会で指名候補者を選定した後においても、2に示す入札参加資格を有しないこととなった場合は指名しないことがある。

(5) この入札は、最低制限価格制度を適用する。

6 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市下水道部下水道建設課（電話 0857-30-8397）とし、指名通知等入札実施にかかる窓口を同総務部検査契約課とする。

(2) 提出された技術資料等は、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に基づく開示の請求により開示することがある。

(3) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。

(4) 技術資料等提出期間中に本公告等に関して緊急の連絡を行う場合は、市公式サイト内下水道建設課の項目等にて公表するものとする。